

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 報告第 1 号 株式会社生田原振興公社の経営状況について
- 日程第 5 報告第 2 号 令和元年度遠軽町一般会計繰越明許費について
- 日程第 6 報告第 3 号 令和元年度遠軽町一般会計事故繰越について
- 日程第 7 報告第 4 号 令和元年度遠軽町水道事業会計予算の繰越しについて
- 日程第 8 報告第 5 号 令和元年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越しについて
- 日程第 9 議案第 1 号 表彰について
- 日程第 10 議案第 2 号 瀬戸瀬西町外 5 辺地に係る総合整備計画を定めることについて
- 日程第 11 議案第 3 号 遠軽町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 4 号 遠軽町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について
- 日程第 13 議案第 5 号 遠軽町税条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 6 号 遠軽町都市計画税条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 7 号 遠軽町手数料条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 9 号 遠軽町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 10 号 遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 11 号 遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 12 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 20 議案第 13 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 21 議案第 14 号 財産の取得について
- 日程第 22 議案第 8 号 遠軽町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 23 議案第 16 号 令和 2 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 議案第 15 号 令和 2 年度遠軽町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 25 議案第 17 号 令和 2 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 26 一般質問
- 日程第 27 議案第 18 号 令和 2 年度遠軽町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 28 意見案第 1 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を

求める意見書

日程第29 意見案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書

令和 2 年 第 3 回

遠軽町議会定例会会議録（第 1 号）

令和 2 年 6 月 1 8 日（木）午前 1 0 時 0 0 分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|---------|-----------|-------------------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 報告第 1 号 | 株式会社生田原振興公社の経営状況について |
| 日程第 5 | 報告第 2 号 | 令和元年度遠軽町一般会計繰越明許費について |
| 日程第 6 | 報告第 3 号 | 令和元年度遠軽町一般会計事故繰越について |
| 日程第 7 | 報告第 4 号 | 令和元年度遠軽町水道事業会計予算の繰越しについて |
| 日程第 8 | 報告第 5 号 | 令和元年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越しについて |
| 日程第 9 | 議案第 1 号 | 表彰について |
| 日程第 1 0 | 議案第 2 号 | 瀬戸瀬西町外 5 辺地に係る総合整備計画を定めることについて |
| 日程第 1 1 | 議案第 3 号 | 遠軽町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について |
| 日程第 1 2 | 議案第 4 号 | 遠軽町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について |
| 日程第 1 3 | 議案第 5 号 | 遠軽町税条例の一部改正について |
| 日程第 1 4 | 議案第 6 号 | 遠軽町都市計画税条例の一部改正について |
| 日程第 1 5 | 議案第 7 号 | 遠軽町手数料条例の一部改正について |
| 日程第 1 6 | 議案第 9 号 | 遠軽町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |
| 日程第 1 7 | 議案第 1 0 号 | 遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 1 8 | 議案第 1 1 号 | 遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 1 9 | 議案第 1 2 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 2 0 | 議案第 1 3 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 2 1 | 議案第 1 4 号 | 財産の取得について |
| 日程第 2 2 | 議案第 8 号 | 遠軽町国民健康保険条例の一部改正について |

《令和 2 年 6 月 1 8 日》

日程第 2 3 議案第 1 6 号 令和 2 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 4 議案第 1 5 号 令和 2 年度遠軽町一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 2 5 議案第 1 7 号 令和 2 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）

◎出席議員（16名）

議 長	1 6 番	前 田 篤 秀 君	1 5 番	今 村 則 康 君
	1 番	高 橋 義 詔 君	2 番	稲 場 仁 子 君
	3 番	佐 藤 登 君	4 番	秋 元 直 樹 君
	5 番	一 宮 龍 彦 君	6 番	竹 中 裕 志 君
	7 番	渡 部 正 騎 君	8 番	山 谷 敬 二 君
	9 番	阿 部 君 枝 君	1 0 番	前 島 英 樹 君
	1 1 番	佐 藤 昇 君	1 2 番	山 本 悟 君
	1 3 番	黒 坂 貴 行 君	1 4 番	岩 澤 武 征 君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町 長	佐々木 修 一 君	教 育 長	河 原 英 男 君
代表監査委員	村 瀬 光 明 君	農業委員会会長	新 国 純 一 君

◎説明員

副 町 長	舟 木 淳 次 君	総 務 部 長	佐 藤 祐 治 君
民 生 部 長	平 間 敏 春 君	経 済 部 長	澤 口 浩 幸 君
経 済 部 技 監	内 野 清 一 君	総 務 課 長	鈴 木 浩 君
情 報 管 財 課 長	会 津 靖 朗 君	企 画 課 長	今 井 昌 幸 君
財 政 課 長	堀 嶋 英 俊 君	保 健 福 祉 課 長	古 賀 伸 次 君
住 民 生 活 課 長	高 橋 静 江 君	税 務 課 長	二 瓶 雄 介 君
子 育 て 支 援 課 長	太 田 貴 幸 君	農 政 林 務 課 長	広 瀬 淳 次 君
商 工 観 光 課 長	小 椋 将 秀 君	建 設 課 長	井 上 隆 広 君
水 道 課 長	大 川 寿 雄 君	生 田 原 総 合 支 所 長	大 辻 祐 一 君
生 田 原 総 合 支 所 産 業 課 長	今 泉 郁 夫 君	丸 瀬 布 総 合 支 所 長	伊 藤 雅 彦 君
白 滝 総 合 支 所 長	鴻 上 栄 治 君	白 滝 総 合 支 所 産 業 課 長	大 野 数 彦 君
会 計 管 理 者	伯 谷 和 昭 君	教 育 部 長	大 貫 雅 英 君
総 務 課 長	村 上 裕 和 君	監 査 委 員 事 務 局 長	奥 山 隆 男 君

《令和 2 年 6 月 1 8 日》

選挙管理委員会事務局長 奥 山 隆 男 君

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長 菊 地 隆 君 事 務 局 係 長 田 中 郁 美 君
事 務 局 主 幹 岩 井 誠 志 君

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました令和2年第3回遠軽町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（菊地 隆君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、16人であります。

本日の列席は、佐々木町長、河原教育長、村瀬代表監査委員、新国農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の令和元年度及び令和2年度例月出納検査の結果、令和元年度教育委員会点検・評価報告書、議長の執務及び閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので、御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第26までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、山谷議員、山本議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

阿部議会運営委員長。

○9番（阿部君枝君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和2年第3回遠軽町議会定例会の会期につきましては、6月15日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から6月22日までの5日間と決定いたしました。

なお、6月20日及び21日は、休日のため休会といたします。

追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、6月19日午後5時までに議長へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から6月22日までの5日間に行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月22日までの5日間と決定しました。

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 令和2年第3回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には大変お忙しい中、御参集いただき厚くお礼を申し上げます。

今回、新型コロナウイルス感染症蔓延防止の観点から、私の行政報告及び提出案件要旨説明につきましては、お手元に既に配付しております行政報告及び提出案件要旨をもって報告及び説明に代えさせていただきますので御理解をお願いいたします。

（行政報告及び提出案件要旨は、本号末尾に掲載）

なお、本議会に提案をいたしました御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

ここで、新型コロナウイルスに関連した感染症患者に係る状況についてお知らせをいたします。

遠軽厚生病院関連につきましては、6月5日をもって終息、向陽園関連につきましては6月3日に感染者がゼロとなり、6月17日には道の対応が終了し、その後、2週間安全のため経過観察を行い、終息となる予定です。

入所者の方々もふだんどおりの生活に戻られておりますが、気を緩めずに感染防止に努めている旨、聞いております。

これらの情報につきましては、広報瓦版にて町民の民様に周知を図ってまいります。

私からは以上です。

《令和2年6月18日》

◎日程第4 報告第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

今泉生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（今泉郁夫君） 報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社生田原振興公社の経営状況を次のとおり報告する。

1、令和元年度事業報告書、別紙1。

2、令和2年度事業計画書、別紙2。

それでは、別紙1、第29期（令和元年度）事業報告書から御説明いたします。

事業期間は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までです。

1ページをお開き願います。

1、事業全般の状況についてでございますが、記載のとおりですのでお目通し願います。

1ページ中段から、振興公社の運営についてでございます。

ノースキング入浴利用者についてですが、毎週木曜日のペアの日や、入浴・食事セット券、さらには年間パスポートなどにより、利用者の確保に努めております。

また、令和元年10月から、入浴料金が500円から600円へ改定されております。

年間の利用実績といたしましては、5万9,353人となり、前期と比べまして2,783人の減少となっております。

1ページ下段、宿泊利用者であります。じゃらん、楽天などインターネットを利用した販売を実施したり、ホームページでPRを行うなどしました。

2ページですが、年間利用実績は1万229人となり、前期と比べまして174人増加となりました。

続きまして、レストラン利用者についてであります。地元食材を使ったフェア、ディナーショーを行い集客を図りましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でイベントや宴会のキャンセルが相次ぎ、年間利用実績が4万3,785人となり、前期と比較いたしまして1,897人の減少となりました。

次に、ちゃちゃワールド入館利用者状況につきましては、来館者促進のため、イベント・企画展を開催し、旅行代理店への営業を積極的に行いましたが、新型コロナウイルスの影響を受け、年間の有料による利用実績は1万6,166人となり、前期と比べまして1,485人の減少となりました。

次に、売店売上等につきまして、地元食材を使用したうどんや冷凍カボチャの販売など地場製品の販売促進に努め、また、遠軽町観光協会やネットヨタ札幌など館外へも積極

《令和2年6月18日》

的な営業活動を行いました。年間売上げは2,659万円となり、前期と比較して601万円の減少となっております。

次に3ページ、一般管理費につきましては、電気の契約見直しなど経費節減に努めましたが、繁忙期の人材確保、燃料、委託料の価格の増加などにより、ホテル、レストラン、ちゃちゃワールド、合計1億9,723万円となり、前期と比べまして、939万円増加いたしました。

総体の売上高は2億4,078万円、経常利益は45万円となり、増収増益となっております。

年間集客数は、ホテルノースキングが延べ11万3,367人、ちゃちゃワールドが1万6,166人、合わせて12万9,533人の集客となっております。

3ページ中段から、役員会等、2、会社の概要、主要な事業内容を記載しております。

4ページにつきましては、株式の状況、取締役及び監査役の名簿、従業員の状況が記載されております。

5ページにつきましては、株主名簿ですのでそれぞれお目通しを願います。

6ページにつきましては、宿泊者、入浴者、レストラン利用者の実績及びちゃちゃワールドの入館実績です。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、2月、3月の実績が今期は前期より低くなっております。

次に、7ページをお開き願います。

貸借対照表です。

資産の部の流動資産については、現金及び預金から未集金まで合わせまして4,712万8,393円。

固定資産は、有形固定資産の建物及び車両運搬具で合わせて6万6,585円、無形固定資産は電話加入権で22万6,408円、投資等は出資金の1万円で、資産合計は4,743万1,386円であります。

次に、負債の部、流動負債は買掛金から納税引当金まで合わせまして1,785万4,510円で、固定負債は長期借入金80万円であり、負債合計は1,865万4,510円あります。

次に、純資産の部についてであります。株主資本につきましては資本金3,000万円、利益剰余金の利益準備金が170万円、繰越利益剰余金がマイナス292万3,124円、純資産合計は2,877万6,876円あります。

負債、純資産の合計は、資産合計と同額の4,743万1,386円あります。

8ページを御覧願います。

8ページから9ページは損益計算書であります。

純売上高、売上げは2億4,078万2,739円です。売上原価は期首棚卸高に仕入を加え、期末棚卸高を差し引いた4,562万9,470円で、純売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は、1億9,515万3,269円あります。

次に、販売費及び一般管理費ですが、職員給与手当から9ページの雑費まで合わせまして1億9,722万7,848円で、売上総利益からこの金額を差し引いた営業利益は、マイナス207万4,579円であります。

営業外収益は、受取利息から住宅家賃収入まで合わせまして257万891円であり、営業外費用は支払利息の4万6,769円となっております。営業利益に営業外収益を加算し、営業外費用を差し引いた経営利益は44万9,543円であります。

税引前当期純利益、44万9,543円から法人税等充当額31万7,800円を差し引きました当期純利益は13万1,743円であります。

次に、10ページを御覧願います。

株主資本等変動計算書について御説明いたします。

資本金の当期首残高は3,000万円、利益準備金170万円については変動ありませんので、当期末残高と同額であります。

その他利益剰余金の繰越利益剰余金は、当期首残高マイナス305万4,867円、当期純損益金が13万1,743円でありますので、当期末残高はマイナス292万3,124円となります。

以上により、株主資本合計は2,877万6,876円となり、純資産合計も同額であります。

11ページは、損益計算書売上明細が記載されておりますので、お目通し願います。

次に、12ページを御覧願います。

監査報告書につきましては、記載のとおりですのでお目通し願います。

振興公社からの話では、今期は年末年始までの売上げもある程度収益を見込んでいたところ、2月、3月の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、頭打ちとなったとの報告を受けております。

続きまして、別紙2を御参照願います。

第30期（令和2年度）事業計画書について御説明いたします。

事業期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までであります。

1ページをお開き願います。

株式会社生田原振興公社の事業方針であります。

基本方針ですが、ノースキングにつきましては指定管理者協定書に基づき、利用促進とサービス向上に努める。

ちゃちゃワールドにつきましては、本年度も管理業務の一部を受託し、販売促進に努める。

また、観光協会等の団体と協力し、地場製品の販売促進に努めるとされております。

以下、事業方針につきましては記載のとおりでありまして、詳しい説明は省略させていただきますので、お目通し願います。

3ページをお開き願います。

《令和2年6月18日》

令和2年度の収支計画書について御説明いたします。

まず、収入についてであります。売上げは入浴売上から受取委託料まで2億2,340万円が見込まれております。今年度は新型コロナウイルスの影響を受けていることから、前年実績の90%から94%として計画されております。

営業外収益は雑収入で362万円を見込み、収入合計2億2,702万円を見込む計画となっております。

4ページを御覧願います。

次に、支出についてであります。仕入は3,725万円、販売費及び一般管理費は、職員給料手当から旅費交通費までの人件費計が8,842万円、水道光熱費から減価償却費までの維持物件費計が8,681万円。

5ページをお開き願います。

交際費から手数料までの諸費計が1,713万円を見込み、販売費及び一般管理費計は1億9,236万円であります。

営業外費用は支払利息の5万円、利益見込額はマイナス264万円となり、支出合計は収入合計と同額の2億2,702万円を見込む計画となっております。

以上で、株式会社生田原振興公社の経営状況についての説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

高橋議員。

○1番（高橋義詔君） 一つお伺いしたいのですが、ノースキングの委託料なのですが、多分月額額の委託料になっているのかなというふうに思うのですが、例えばコロナで利用がなくなったり休館した場合にも、同じ月額委託料を支払っていかねばならないような契約になっているかと思うのですが、清掃委託にしてもタオルだとかそういうリネン関係にしても、清掃に入った分だけ、タオルのクリーニングにしても使った分だけ、そういうような契約をしておいたほうが、この先第2波、第3波になって、仮に休館、休業になった場合のときのリスクを抑えられると思うのですが、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 今泉生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（今泉郁夫君） ノースキングの委託料につきましては、指定管理料になっておりまして、前期分、後期分として2回支払いをしております。

すみません、申し訳ありません。清掃業務委託の内容についてでございますが、ノースキングの清掃業務は日常清掃、ボイラー管理、特殊清掃、ベッドメイクなどがありまして、じゅうたんクリーニング……。

○議長（前田篤秀君） 高橋議員。

○1番（高橋義詔君） 委託料の細かい委託先との内容は別にいいのですが、私が言っているのは、仮に休業だとか建物が閉鎖になったときに、様々な委託契約があるのだけれども、物によっては使った分だけの、もしくは仕事をしてもらった分だけの契約にし

たほうが、リスクを避けられるのではないかというのが質問の意図なのです。

だから、エレベーターだとか、そういったものというのは定期的きちんとやらなければならぬものだけれども、例えばタオルのクリーニングだとかそういったものというのは、使った分だけでいいわけで、これで清掃にしても休館中というのは、何回かに1回やればいいだけの話でありますので、そのような契約にしたほうが今後の経費削減に努められるのではないかということの提案なのです。

ですから、その辺についてこの後、契約を見直せるものなのか、見直せないものなのか、その辺のところの見解を伺いたいということです。

○議長（前田篤秀君） 今泉生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（今泉郁夫君） 御提案がありました清掃委託の内容の関係につきましては、振興公社のほうと協議いたしまして、そのように進めたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時22分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

今泉生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（今泉郁夫君） 御提案のございました清掃業務の内容につきましては、振興公社と協議いたしましてそのように指導いたします。

○議長（前田篤秀君） 経済部長。

○経済部長（澤口浩幸君） 今、御提案のありました内容につきましては、振興公社のほうに申し伝えまして、今後可能であればコロナ対策という形で適切に管理をしていただくように申し伝えてまいりますので、御理解いただきます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況についてを終わります。

◎日程第5 報告第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 報告第2号令和元年度遠軽町一般会計繰越明許費についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） 報告第2号令和元年度遠軽町一般会計繰越明許費について説明いたします。

令和元年度遠軽町一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越し

ましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製して報告するものです。

次のページをお開き願います。

令和元年度遠軽町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明いたします。

3款民生費2項児童福祉費、新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、61万3,000円を翌年度に繰越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は国道支出金61万3,000円です。

6款農林水産業費1項農業費、畜産担い手育成総合整備事業につきましては、704万円を翌年度に繰越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は地方債90万円、その他608万円、一般財源は6万円です。畑地帯総合整備事業につきましては、1,462万円を翌年度に繰越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は地方債1,460万円、一般財源は2万円です。

7款商工費1項商工費、ロックバレースキー場環境整備事業につきましては、1,099万5,000円を翌年度に繰越したもので、財源内訳につきましては、一般財源1,099万5,000円です。

8款土木費4項都市計画費、地籍整備事業につきましては、1,491万6,000円を翌年度に繰越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は国道支出金1,125万円、一般財源は366万6,000円です。

10款教育費2項小学校費、小学校情報通信ネットワーク環境整備事業につきましては、1億3,004万3,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は国道支出金3,331万7,000円、地方債8,850万円、一般財源は822万6,000円です。

3項中学校費、中学校情報通信ネットワーク環境整備事業につきましては、9,367万9,000円を翌年度に繰越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は国道支出金2,201万8,000円、地方債6,770万円、一般財源は396万1,000円です。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第2号令和元年度遠軽町一般会計繰越明許費についてを終わります。

◎日程第6 報告第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第6 報告第3号令和元年度遠軽町一般会計事故繰越についてを議題とします。

《令和2年6月18日》

提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

○**財政課長（堀嶋英俊君）** 報告第3号令和元年度遠軽町一般会計事故繰越について説明いたします。

令和元年度遠軽町一般会計予算の歳出予算の経費を翌年度に繰越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製して報告するものです。

次のページをお開き願います。

令和元年度遠軽町一般会計事故繰越し繰越計算書について説明いたします。

7款商工費1項商工費、道の駅遠軽森のオホーツク整備事業212万3,000円につきましては、道の駅遠軽森のオホーツクにおける備品購入として、バンジートランポリンの購入について一般競争入札により契約を締結しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により納期の延長を要し、年度内に事業を完了することができなくなったため、翌年度に繰越したもので、財源内訳につきまして、未収入特定財源は地方債120万円、一般財源は92万3,000円です。

以上で説明を終わります。

○**議長（前田篤秀君）** これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（前田篤秀君）** 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第3号令和元年度遠軽町一般会計事故繰越についてを終わります。

◎日程第7 報告第4号

○**議長（前田篤秀君）** 日程第7 報告第4号令和元年度遠軽町水道事業会計予算の繰越しについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大川水道課長。

○**水道課長（大川寿雄君）** 報告第4号令和元年度遠軽町水道事業会計予算の繰越しについて御説明いたします。

令和元年度遠軽町水道事業会計予算の支出予算の経費を翌年度に繰越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製して報告するものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

令和元年度遠軽町水道事業会計予算繰越計算書であります。

翌年度繰越額821万7,000円の繰り越しは、令和元年度の配水管敷設事業において、北海道が施工する30年災253号遠軽芭露線災害復旧工事と施工時期を調整したた

《令和2年6月18日》

め、年度内の事業完成が見込めなくなった工事を翌年度に繰越したものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第4号平成30年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越についてを終わります。

◎日程第8 報告第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第8 報告第5号令和元年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越しについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 報告第5号令和元年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越しについて御説明いたします。

令和元年度遠軽町下水道事業会計予算の支出予算の経費を翌年度に繰越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製して報告するものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

令和元年度遠軽町下水道事業会計予算繰越計算書であります。

翌年度繰越額1,126万3,000円の繰越しは、令和元年度の管渠環境整備事業において、北海道が施工する30年災253号遠軽芭露線災害復旧工事と施工時期を調整したため、年度内の事業完成が見込めなくなった工事を翌年度に繰越したものであります。

以上で報告第5号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第5号令和元年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越しについてを終わります。

◎日程第9 議案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第9 議案第1号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、表彰することについて議会の議決を求めるものがあります。

次のページを御覧願います。

1、遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当する社会功労としまして、新型コロナウイルス感染症予防用として、マスク1万枚の御寄附をいただきました遠軽町南町3丁目4番地574、高橋義勝様。

2、遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当する社会功労としまして、奨学資金貸付資金として300万円、バスト市交流資金として100万円、遠軽町芸術文化交流プラザピアノ購入資金として600万円、合わせて1,000万円の御寄附をいただきました遠軽町南町3丁目1番地、株式会社渡辺組様。

まちづくり振興資金として、300万円の御寄附をいただきました北見市北上777番地、株式会社三共後藤建設様。

新型コロナウイルス感染症予防用として、マスク2万枚、除菌ウェットティッシュ160袋の御寄附をいただきました大阪府河内長野市上原町180番地、やなぎプロダクツ株式会社様。

新型コロナウイルス感染症予防対策資金として、200万円の御寄附をいただきました湧別町開盛41番地、遠軽舗道株式会社様。

新型コロナウイルス感染症予防用として、マスク2万枚の御寄附をいただきました湧別町栄町133番地の1、株式会社西村組様。

新型コロナウイルス感染症予防対策資金として、300万円の御寄附をいただきました遠軽町東町1丁目4番地19、遠軽電機株式会社様であります。

以上、1個人、6法人につきまして、遠軽町表彰条例に基づき、表彰いたしたく提案するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第2号

《令和2年6月18日》

○議長（前田篤秀君） 日程第10 議案第2号瀬戸瀬西町外5辺地に係る総合整備計画を定めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井企画課長。

○企画課長（今井昌幸君） 議案第2号瀬戸瀬西町外5辺地に係る総合整備計画を定めることについて御説明いたします。

本案は、瀬戸瀬西町外5辺地に係る総合整備計画を定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページの総合整備計画書を御覧ください。

1の辺地の概況であります。辺地を構成する町村または字の名称につきましては、紋別郡遠軽町瀬戸瀬西町、瀬戸瀬東町、栄野、若咲内、野上、湯の里の6地区としております。

地域の中心の位置につきましては、紋別郡遠軽町瀬戸瀬西町30番地10としております。

辺地度点数につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行規則に基づき算出した結果、105点となったものでございます。

2の公共的施設の整備を必要とする事情であります。一つ目のスクールバスにつきましては、遠軽町の市街地と瀬戸瀬地区間を結ぶ主要道路は国道333号線ですが、この間を運行する民営の循環バスはなく、町営バス1路線が瀬戸瀬地区と遠軽市街地をつないでおります。

しかしながら、この町営バスは遠軽と丸瀬布地域を結ぶ運行内容となっており、瀬戸瀬地区の児童が南小学校まで登下校できる運行時間とはなっておりません。このため、令和2年度末をもって閉校となる瀬戸瀬小学校の児童を南小学校まで登下校させるためのスクールバスを令和2年度中に整備するものであります。

次に、経営近代化施設につきましては、若咲内地区は酪農を主体とした地域であり、近年、地下水の水量不足や水質の悪化が深刻化しております。また、この地区においては水道の整備も行われていなく、安定した経営を行うため、新たに営農用水施設の整備工事を行い、搾乳の生産振興及び酪農経営の改善を図るものであります。

3の公共的施設の整備計画であります。令和2年度から令和6年度までの5年間の計画とし、スクールバス整備事業の事業費は468万円、営農用水整備事業の事業費は3億2,000万円でございます。

財源内訳のうち、特定財源の合計1億7,785万5,000円については国の補助金を充当し、一般財源の合計1億4,682万5,000円のうち1億4,680万円については、今回、辺地総合整備計画を策定することによりまして、辺地対策事業債を充当することが可能となります。

《令和2年6月18日》

なお、事業費や辺地対策事業債の額につきましては、予定額でありまして確定額ではないことを御理解いただきたいと思います。

事業実施箇所につきましては、次のページの参考資料として総合整備計画図でお示した箇所となっております。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号瀬戸瀬西町外5辺地に係る総合整備計画を定めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第11 議案第3号遠軽町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議案第3号遠軽町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について御説明いたします。

本案は、地方自治法の一部改正に鑑み、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときの町に対する損害賠償の責任を負う額について、一部を免責するため、本条例を定めるものであります。

地方自治法の改正につきましては、住民訴訟における損害賠償責任の町長等への追及の在り方が見直され、一部を免責する旨を条例で定めることが可能となっております。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例。

第1条は、この条例の趣旨であり、この条例は、地方自治法の規定に基づき、町長等の町に対する損害賠償責任の一部免責に関し、必要な事項を定めることを趣旨としております。

第2条は、町長等の損害賠償責任の一部免責についてであり、町長等の町に対する損害賠償責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額から基準給与年額に第1号から第4号までの区分に応じる数を乗じて得た額を控除して得た額につ

いて免れるものとするものであり、区分に応じた数は町長は6、副町長、教育委員会の教育長もしくは委員、選挙管理委員会の委員、または監査委員は4、公平委員会の委員、農業委員会の委員、または固定資産評価審査委員会の委員は2、職員は1であります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第3号遠軽町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定については、なお審査の必要があると思われますので、総務・文教常任委員会に付託し、閉会中の審査にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、総務・文教常任委員会に付託し、閉会中の審査とすることに決定しました。

◎日程第12 議案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第12 議案第4号遠軽町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井企画課長。

○企画課長（今井昌幸君） 議案第4号遠軽町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について御説明いたします。

本案は、遠軽町まち・ひと・しごと創生基金を設置するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、本条例を定めるものであります。

次のページを御覧ください。

題名は、遠軽町まち・ひと・しごと創生基金条例としまして、全8条の構成となっております。

第1条は設置規定でありまして、地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関し、法人から寄附された寄附金を適正に管理し、当該事業の資金に充てるため設置するものであります。

第2条は、事業に関すること。

第3条は、基金の額に関すること。

第4条は、基金に属する現金の管理に関すること。

《令和2年6月18日》

第5条は、基金の運用から生ずる収益の処理に関すること。

第6条は、基金の処分に関すること。

第7条は、繰替運用に関すること。

第8条は、委任に関すること、それぞれを定めるものでございます。

附則としまして、この条例については公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第4号遠軽町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定については、なお審査の必要があると思われますので、総務・文教常任委員会に付託し、閉会中の審査にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、総務・文教常任委員会に付託し、閉会中の審査とすることに決定しました。

◎日程第13 議案第5号及び日程第14 議案第6号

○議長（前田篤秀君） 日程第13 議案第5号遠軽町税条例の一部改正について、日程第14 議案第6号遠軽町都市計画税条例の一部改正について、以上議案2件は関連がありますので一括して議題とします。

上程の順により提出者の説明を求めます。

二瓶税務課長。

○税務課長（二瓶雄介君） 議案第5号遠軽町税条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置による納税者に及ぼす影響の緩和として、個人町民税、軽自動車税及び固定資産税に係る特例を規定するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町税条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたしますので、次のページの参考資料、遠軽町税条例改正資料をお開き願います。

改正の内容は附則の改正となり、第1条関係であります。読替規定第10条につきましては、新型コロナウイルス感染防止のための措置に起因して、厳しい経営環境にある中

小企業等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税、都市計画税の軽減措置（地方税法附則第61条）、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資（生産性向上特別措置法に基づくもの）を行う中小企業を支援する観点から、固定資産税等の特例措置の拡充（地方税法附則第62条）の改正により、読替規定中の引用条項にこれらを追加するものであります。

法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、第10条の2、項の追加につきましては、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置として、生産性向上特別措置法に基づく設備投資を行う中小企業に対しての支援は、地方税法附則第15条第41項徴税条例第10条の2第24項で行っているところでありますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資（生産性向上特別措置法に基づくもの）を行う中小企業を支援する観点から、固定資産税等の特例措置を拡充するに当たり、3年度間はその価格に市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする市町村が定める割合を第10条の2第24項と同様の「零」とする規定を整備するものであります。

軽自動車税の環境性能割の非課税、第15条の2につきましては、軽自動車税環境性能割合の税率を1%分軽減する特例措置を6か月延長し、令和3年3月31日まで取得したものを対象とする規定を整備するものであります。

新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等、条の追加につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例が設けられたため、これに対応する手続に係る規定を整備するものであります。

次のページをお開き願います。

第2条関係であります。読替規定第10条につきましては、引用条項を整理するものであります。

法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、第10条の2第27項につきましては、引用条項を整理するものであります。

新型コロナウイルス感染症に係る寄附金税額控除の特例、条の追加につきましては、個人の市町村税の寄附金税額控除について、イベントを中止等した主催者に対する入場料金等の払戻請求権を放棄した者への適用のための規定を整備するものであります。

新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例、条の追加につきましては、令和元年10月1日から令和2年12月31日までに居住した場合で取得時の消費税が10%の場合、13年間の控除を受けることができることとなっているところではあります。今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年12月31日までに居住できなかった場合については、一定の条件のもと、控除期間が13年間に延長された住宅ローン控除を適用することとするための規定を整備するものであります。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は第1条につきましては公布の日から、第2

条につきましては令和3年1月1日から施行するものであります。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

続きまして、議案第6号遠軽町都市計画税条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置による納税者に及ぼす影響の緩和として、都市計画税に係る特例を規定するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたしますので、次のページの参考資料、遠軽町都市計画税条例改正資料をお開き願います。

改正の内容は附則の改正となり、第1条関係であります。第16項につきましては、新型コロナウイルス感染症のための措置に起因して、厳しい経営環境にある中小企業等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る都市計画税の軽減措置（地方税法附則第61条）により、引用条項にこれを追加するものであります。

第2条関係であります。第16項につきましては、引用条項を整理するものであります。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は第1条につきましては公布の日から、第2条につきましては令和3年1月1日から施行するものであります。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました議案2件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第5号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第6号の質疑を終わります。

以上で、議案2件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案2件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第5号遠軽町税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号遠軽町都市計画税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第7号

○議長(前田篤秀君) 日程第15 議案第7号遠軽町手数料条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

高橋住民生活課長。

○住民生活課長(高橋静江君) 議案第7号遠軽町手数料条例の一部改正につきまして御説明いたします。

提案理由につきましては、住民基本台帳法の一部改正に伴い、除かれた住民票及び除かれた戸籍の附票の写しの交付に関する手数料を規定するほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、通知カードの廃止による再交付の手数料を廃止するため、所要の規定を整備するものであります。

それでは、次のページをお開き願います。

遠軽町手数料条例の一部を改正する条例。

別紙の内容につきましては、次のページの参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

別表第1は、手数料を徴収する事項についての記載でありまして、11の項及び13の項中「住民票」の次に「又は除かれた住民票の」を加え、同表14の項中「戸籍附票」を「戸籍の附票又は除かれた戸籍の附票」に改め、現行5年間とされていた除票の保存期間を150年間に延長するものであり、本人確認情報を長期的かつ確実な保存のため、住民票等を削除した後も除票として保存することとし、条例に基づき写しの交付を行うこととするものであります。

また、通知カードが5月25日で廃止されたため、通知カードの再交付に係る手数料が不要となることから、同表16の項を削り、17の項を16の項とし、18の項から36の項までを1項ずつ繰り上げるものであります。

以上で、参考資料の説明を終わりました。別紙に戻りまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号遠軽町手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第9号

○議長（前田篤秀君） 日程第16 議案第9号遠軽町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 議案第9号遠軽町後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきまして御説明いたします。

本条例は、遠軽町において行う傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を追加するため、所要の規定を整理するものであります。

それでは、次のページをお開き願います。

遠軽町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

別紙の内容につきましては、次のページの参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

今回の改正は、後期高齢者広域連合が行う新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に関する傷病手当金の支給に係る申請書の提出を受け付けるため、遠軽町において行う事務第2条中「第5号」を「第6号」とし、「第4号」の次に5として「広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」を付け加えるものであります。

以上で参考資料の説明を終わり、別紙に戻りまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第9号遠軽町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時57分 休憩

午前11時14分 再開

○議長(前田篤秀君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◎日程第17 議案第10号

○議長(前田篤秀君) 日程第17 議案第10号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

太田子育て支援課長。

○子育て支援課長(太田貴幸君) 議案第10号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

本条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の一部改正に伴い、特定地域型保育事業者による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることができるようにするために、定めるものであります。

別紙をお開きください。

遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

次のページをお開きください。

第42条第4項中、「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の2号を加える。

第1号、町長が児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

第2号、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)

第42条第5項中、「前項」の次に「(同項第2号に係る部分に限る。)」を加える。

《令和2年6月18日》

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第10号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第11号

○議長（前田篤秀君） 日程第18 議案第11号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

太田子育て支援課長。

○子育て支援課長（太田貴幸君） 議案第11号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

本条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、家庭的保育事業等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることができるようにするほか、居宅訪問型保育事業者が保育を提供できる場合に母子家庭等の保護者の疾病等を追加するため、定めるものであります。

別紙をお開きください。

遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

次のページをお開きください。

第7条第4項中、「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の2号を加える。

第1号、町長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

第2号、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）

第7条第5項中、前項の次に「（同項第2号に該当する場合に限る。）」を加える。

第38条第4号中、「従事する場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第11号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第12号

○議長（前田篤秀君） 日程第19 議案第12号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

会津情報管財課長。

○情報管財課長（会津靖朗君） 議案第12号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和2・3年度遠軽ラジオ局放送機器更新工事であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は1億3,904万円であります。

契約の相手方は、札幌市北区北15条西2丁目1番8号。株式会社三新、代表取締役社長、児玉悟であります。

この工事につきましては、6月9日、株式会社三新ほか2社により指名競争入札を行い、株式会社三新が1億3,904万円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表24

番に記載をしておりますので、御参照願います。

株式会社三新とは、同日仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し着工の上、令和3年9月30日の完成を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第12号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第13号

○議長（前田篤秀君） 日程第20 議案第13号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

会津情報管財課長。

○情報管財課長（会津靖朗君） 議案第13号工事請負契約の締結について説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和2年度豊里地区営農飲雑用水整備工事（その2）であります。

契約の方法は指名競争入札でありまして、契約金額は5,967万5,000円でありませぬ。

契約の相手方は、遠軽町南町4丁目1番地55。栄管工業有限会社、代表取締役、以西善一であります。

この工事につきましては、6月9日、有限会社紫光水道工務店ほか9社により指名競争入札を行い、栄管工業有限会社が5,967万5,000円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表25番に記載をしておりますので、御参照願います。

栄管工業有限会社とは、同日仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し着工の上、12月10日の完成を予定しております。

《令和2年6月18日》

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第13号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第14号

○議長（前田篤秀君） 日程第21 議案第14号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

会津情報管財課長。

○情報管財課長（会津靖朗君） 議案第14号財産の取得について説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、生田原歯科診療所備品一式であります。

次のページ、別紙をお開き願います。

取得する財産の名称及び数量は、歯科用ユニット1台、パノラマX線装置一式、デンタルX線撮影装置1台、イメージング・プレート・スキャナ1台であります。

前のページにお戻り願います。

取得の方法は指名競争入札でありまして、取得価格は797万5,000円でありませ

ず。取得の相手方は、札幌市中央区南3条西9丁目999番地。札幌歯科器材株式会社、代表取締役社長、西村千里であります。

この財産の取得につきましては、6月9日、北海道歯科産業株式会社ほか2社により指名競争入札を行い、札幌歯科器材株式会社が797万5,000円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております財産の取得または処分に係る入札等状況の一覧表1番に記載をしておりますので、御参照願います。

なお、札幌歯科器材株式会社とは、同日仮契約を締結しております。

納期につきましては、9月30日を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第14号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第8号及び日程第23 議案第16号

○議長(前田篤秀君) 日程第22 議案第8号遠軽町国民健康保険条例の一部改正について、日程第23 議案第16号令和2年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、以上議案2件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

高橋住民生活課長。

○住民生活課長(高橋静江君) 議案第8号遠軽町国民健康保険条例の一部改正につきまして御説明いたします。

提案理由につきましては、被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染するなどした場合において、傷病手当金を支給する特例について、所要の規定を整備するものであります。

それでは、次のページをお開き願います。

遠軽町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

別紙の内容につきましては、次のページの参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症に感染する対応策として、国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村長に対して、その全額を国が財政支援することとなるため、傷病手当金を支給する条例改正が必要となることから、附則に次の第5項から第10項まで付け加えるものであります。

5項は、傷病手当金の支給対象者について定めたもので、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり感染が疑われるとき、療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給するものです。

6項は、1日の支給額について、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の継続した3か月間の収入合計額を就労日数で除した3分の2に相当する額とする。ただし、健康

保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その額とする。

7項は、支給期間について、支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないものとする。

8項は、傷病手当金と給与等との調整について、給与等の全部または一部を受け取ることができる期間は傷病手当金を支給しない。ただし、受け取ることができる給与等の額が傷病手当金として算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

9項は、8項に規定する者が給与等の全部または一部につき、その全額を受け取ることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受け取ることができなかつた場合は、その受けた額が傷病手当金より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、8項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

10項は、9項の規定により町が支給した金額を事業主から徴収するものであります。

9項及び10項は、本来、給与等の全部、または一部を受け取ることができる者が何らかの事由でそれを受け取ることができなかつたときの措置を規定するものであり、事業主が給与等の全部または一部を支給すべきにかかわらずその全額を支給しなかつたとき、被保険者等の収入が皆無となるため、保険者は一旦傷病手当金の全額を支給した後、事業主が給与等を支給したときについて、その差額は当然事業主から支給額を徴収する立替払い的性格についての規定であります。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第5項から第10項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用するものであります。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

続きまして、議案第16号令和2年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和2年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,660万8,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明をいたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

4款道支出金につきましては、1項道補助金に100万円を追加し、総額を15億6,860万8,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計21億7,560万8,000円に100万円を追加し、総額を21億7,660万8,000円とするものです。

《令和2年6月18日》

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款保険給付費につきましては、1項保険給付費に100万円を追加し、総額を15億2,898万7,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計21億7,560万8,000円に、100万円を追加し、総額を歳入歳出同額の21億7,660万8,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

2款保険給付費1項保険給付費6目傷病手当金18節負担金、補助及び交付金100万円の追加は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策として、国民健康保険条例の改正により傷病手当金を支給するものであります。

次に歳入について御説明いたします。

戻りまして6ページをお開き願います。

4款道支出金1項道補助金1目保険給付費等交付金100万円の追加は、歳出で御説明いたしました傷病手当金の支給額全額を国の調整交付金とするものです。

なお、100万円につきましては、本町の国民健康保険に加入する被用者約2,000人の平均的な数値として、月額給与17万円の被用者が1か月間休んだ場合を例に試算をしたもので、およそ10人分を想定して計上しております。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより一括上程しました議案2件の質疑を行います。

質疑は上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第8号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案第16号の質疑を行います。

質疑は第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款保険給付費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

4款道支出金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第16号の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案2件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第8号遠軽町国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号令和2年度遠軽町国民健康保特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前11時38分 休憩

午前11時40分 再開

○議長(前田篤秀君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◎日程第24 議案第15号及び日程第25 議案第17号

○議長(前田篤秀君) 日程第24 議案第15号令和2年度遠軽町一般会計補正予算(第4号)、日程第25 議案第17号令和2年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)、以上議案2件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により説明を求めます。

堀嶋財政課長。

○財政課長(堀嶋英俊君) 議案第15号令和2年度遠軽町一般会計補正予算(第4号)について説明いたします。

令和2年度遠軽町一般会計補正予算(第4号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,424万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を219億1,184万6,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

地方債の変更は、「第2表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

15款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に1億3,695万円を追加し、総額を39億6,218万4,000円とするものです。

16款道支出金につきましては、1項道負担金に11万8,000円を追加、2項道補助金に644万1,000円を追加し、総額を6億6,390万6,000円とするものです。

17款財産収入につきましては、2項財産売払収入に6,525万円を追加し、総額を1億4,317万9,000円とするものです。

18款寄附金につきましては、1項寄附金に874万8,000円を追加し、総額を875万1,000円とするものです。

19款繰入金につきましては、1項基金繰入金を1億1,526万3,000円減額し、総額を12億1,344万9,000円とするものです。

21款諸収入につきましては、5項雑入に200万円を追加し、総額を2億1,788万2,000円とするものです。

22款町債につきましては、1項町債に5,000万円を追加し、総額を55億3,390万円とするものです。

これにより、歳入合計217億5,760万2,000円に1億5,424万4,000円を追加し、総額を219億1,184万6,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に8,045万8,000円を追加し、総額を95億2,404万8,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に337万4,000円を追加、2項児童福祉費に345万3,000円を追加し、総額を29億3,521万8,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に200万円を追加し、総額を12億9,154万2,000円とするものです。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費に644万1,000円を追加し、総額を5億6,369万8,000円とするものです。

7款商工費につきましては、1項商工費に5,000万円を追加し、総額を9億4,008万9,000円とするものです。

8款土木費につきましては、2項道路橋梁費に550万円を追加、5項下水道費に1万8,000円を追加し、総額を21億120万7,000円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に300万円を追加し、総額を11億6,143万9,000円とするものです。

これにより、歳出合計217億5,760万2,000円に、1億5,424万4,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の219億1,184万6,000円とするものです。

次に、第2表、地方債補正について説明いたします。

地方債の変更につきましては、道の駅整備事業の限度額を3億9,860万円に変更す

るものです。

起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

9 ページをお開き願います。

2 款総務費 1 項総務管理費 2 目文書広報費、広報事業 2 4 7 万 5, 0 0 0 円につきましては、新型コロナウイルス感染症の関連情報に係る広報瓦版の発行経費を計上するものです。

7 目支所及び出張所費、丸瀬布支所管理事業 5 0 万 7, 0 0 0 円につきましては、丸瀬布総合所の移転に関し、基本設計に係る経費を計上するものです。

1 5 目基金運営費、基金運営事業 7, 7 4 7 万 6, 0 0 0 円につきましては、指定寄附金 6 件 1, 0 1 6 万円、ふるさと納税寄附金 2 7 2 件 2 0 6 万 6, 0 0 0 円、寄贈を受けた金地金の売払い収入 6, 5 2 5 万円により、まちづくり振興基金積立金を追加するものです。

1 6 目新型コロナウイルス感染症対策費につきましては、財源の振替です。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費、民生委員児童委員協議会運営助成事業 1 1 万 8, 0 0 0 円につきましては、民生委員活動費及び地区民協活動推進費の基準単価の引き上げにより、民生委員児童委員協議会補助金を追加するものです。

5 目社会福祉施設費、高齢者共同生活支援施設管理事業 3 2 5 万 6, 0 0 0 円につきましては、第 2 みのり荘の電気温水器更新工事を計上するものです。

2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業 7 0 万円につきましては、幼保連携型認定こども園の新型コロナウイルス感染症防止経費に対する保育対策総合支援事業費補助金を計上するものです。

2 目児童措置費、児童手当支給事業 3 4 万 9, 0 0 0 円につきましては、児童手当支給に係るマイナンバー情報連携のため、総合行政情報システム改修業務委託料を計上するものです。

5 目保育所費、保育所運営事業 2 4 0 万 4, 0 0 0 円につきましては、西保育所暖房用温水ボイラー更新工事 1 6 0 万 6, 0 0 0 円を計上、各保育所の新型コロナウイルス感染症防止のための備品購入費 7 9 万 8, 0 0 0 円を追加するものです。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 4 目環境衛生費、環境衛生一般経費 2 0 0 万円につきましては、北海道が実施するサナブチ川護岸改修に伴い、社名淵地区旧飲料水供給施設の解体撤去が必要となったため、解体工事に係る経費を計上するものです。

6 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費、農業振興一般経費 6 4 4 万 1, 0 0 0 円につきましては、畑作の生産性向上に向けた新技術等の導入に係る畑作構造転換事業補助金を計上するものです。

7 款商工費 1 項商工費 4 目観光施設費、道の駅遠軽森のオホーツク管理事業 5, 0 0 0

万円につきましては、ロックバレースキー場の駐車場整備等の外構整備工事に係る経費を計上するものです。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路橋梁維持費、道路橋梁維持事業550万円につきましては、除雪ドーザのエンジン破損による修理に係る経費を計上するものです。

5項下水道費1目公共下水道費、下水道事業1万8,000円につきましては、個別排水処理施設水洗化工事等資金融資あっせん及び利子補給制度に基づく利子補給分の個別排水処理事業特別会計繰出金を追加するものです。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、奨学資金貸付事業300万円につきましては、指定寄附により奨学資金貸付基金繰出金を計上するものです。

次に、歳入について説明いたします。

7ページをお開き願います。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1億3,522万円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加です。

2目民生費国庫補助金173万円につきましては、保育所及び幼保連携型認定こども園の新型コロナウイルス感染症対策に係る保育対策総合支援事業費補助金149万8,000円及び児童手当のシステム改修に係る子ども・子育て支援事業費補助金23万2,000円の追加です。

16款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金11万8,000円につきましては、民生委員活動費負担金の追加です。

2項道補助金4目農林水産業費道補助金644万1,000円につきましては、生産性向上に向けた新技術の導入支援に係る畑作構造転換事業補助金の追加です。

17款財産収入2項財産売払収入4目有価金属売払収入6,525万円につきましては、寄贈いただいた金地金10キログラムを換金した売払い収入の追加です。

18款寄附金1項寄附金2目指定寄附金837万円につきましては、まちづくり振興資金として2件303万円、新型コロナウイルス感染症対策資金として7件534万円の指定寄附をいただいたものです。

3目ふるさと納税寄附金37万8,000円につきましては、44件のふるさと納税寄附金をいただいたものです。

19款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、1億1,526万3,000円の減額です。

21款諸収入5項雑入6目雑入200万円につきましては、北海道が実施する護岸改修に伴う社名淵地区旧飲料水供給施設の解体撤去に係る支障物件等補償費の追加です。

22款町債1項町債4目商工債5,000万円につきましては、ロックバレースキー場外構整備工事に係る道の駅整備事業債の追加です。

補正予算の主要な工事の概要につきましては、補正予算に関する資料により担当から説明をいたします。

《令和2年6月18日》

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 小椋商工観光課長。

○商工観光課長（小椋将秀君） 令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）に関する資料を御覧ください。

ロックバレースキー場外構整備工事の位置図でありまして、工事概要につきましては、右下凡例のとおり、駐車場造成、舗装、照明及び標識の整備を行うものでございます。

以上で説明終わります。

○議長（前田篤秀君） 大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 議案第17号令和2年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和2年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,732万1,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

債務負担行為につきましては、「第2表債務負担行為」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

3款繰入金につきましては、1項他会計繰入金に1万8,000円を追加し、総額を1,013万2,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計7,730万3,000円に1万8,000円を追加し、総額を7,732万1,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款個別排水処理費につきましては、1項個別排水処理費に1万8,000円を追加し、総額を7,508万円とするものです。

これによりまして、歳出合計7,730万3,000円に、1万8,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の7,732万1,000円とするものです。

次に、第2表、債務負担行為について御説明いたします。

3ページを御覧願います。

債務負担行為につきましては、事項を水洗化工事等資金利子補給、期間を令和2年度から令和7年度、限度額を借入れ期間中における融資残高に対する利子相当額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。

9ページをお開き願います。

《令和2年6月18日》

1 款個別排水処理費 1 項個別排水処理費 1 目一般管理費、一般管理事業 1 万 8,000 円につきましては、遠軽町個別排水処理施設水洗化工事と資金の融資のあっせん及び利子補給制度の新規利用に伴い、水洗化工事等資金利子補給金を計上するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

7 ページをお開き願います。

3 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金、1 万 8,000 円につきましては、一般会計繰入金の追加です。

以上で、議案第 17 号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました議案 2 件の質疑を行います。

質疑は上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第 15 号の質疑を行います。

質疑は、第 1 表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の 3、歳出より各款ごとに行います。

2 款総務費、9 ページから 10 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、3 款民生費、11 ページから 14 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、4 款衛生費、15 ページから 16 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、6 款農林水産業費、17 ページから 18 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、7 款商工費、19 ページから 20 ページ。

○議長（前田篤秀君） 高橋議員。

○1 番（高橋義詔君） 道の駅遠軽森のオホーツク管理事業で一つ確認なのですが、人工降雪用の水槽、あそこの前に売店が設置されたのですが、あそこは本来、本来という言い方は変ですが、人工降雪のタンク車があそこに入る場所だったので、そこに売店が建設されていたのですが、これ以降もタンク車はそこで水の補給をできる活動ができますか。

○議長（前田篤秀君） 小椋商工観光課長。

○観光商工課長（小椋将秀君） ただいまの御質問にお答えいたします。

タンク車、売店が設置されたことにより今後使う見込みがあるかということでございますが、タンク車につきましては、今後水が不足したときに使用する予定でございますが、使用は継続して行うものと考えております。

○議長（前田篤秀君） 高橋議員。

○1 番（高橋義詔君） 支障はないという理解でいいですね。

○議長（前田篤秀君） 小椋商工観光課長。

○観光商工課長（小椋将秀君） もし使用できないようなことが生ずるようであれば、通れるように措置を講じた上で水槽車を使用してまいりたいと考えております。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、8款土木費、21ページから24ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、10款教育費、25ページから26ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

15款国庫支出金、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、16款道支出金、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、17款財産収入、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、18款寄附金、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、19款繰入金、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、21款諸収入、7ページから8ページ

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、22款町債、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、第2表、地方債補正、3ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第17号の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款個別排水処理費、9ページから10ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

3款繰入金、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、第2表、債務負担行為、3ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第17号の質疑を終わります。

○議長(前田篤秀君) 以上で、議案2件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案2件を採決いたします。

採決は上程の順により、各案件ごとに行います。

これより議案第15号令和2年度遠軽町一般会計補正予算(第4号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号令和2年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎散会の議決

○議長(前田篤秀君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

午後 0時02分 散会

行政報告及び提出案件要旨

令和2年第3回遠軽町議会（定例会）の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

はじめに、令和2年第2回遠軽町議会（臨時会）以降における行政について、御報告いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症への対策についてであります。国の緊急事態宣言が継続されていた北海道や東京都などが5月25日に解除され、全ての都道府県で解除となったことを受け、道は6月1日から休業要請を解除するとともに、感染症対策に関するガイドラインを示し、施設利用や首都圏との往来などについて、段階的に自粛を緩和することとしました。

町では、これまで段階的に施設を再開しておりましたが、6月1日から全ての施設を再開したところであり、再開に当たっては、これまで以上に消毒や換気、3つの密に留意するなど、感染症まん延防止に向けた「新北海道スタイル」の取組を実践しているところであります。

町民の皆様におかれましても、施設を利用する際にはマスクの着用、咳エチケット、手洗いなどの励行に御理解と御協力ををお願いします。

今回の感染症まん延の影響により、毎年開催されている各地域のイベントなどが中止や延期となり、大変残念な状況になっております。町としましては、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力」や「特定施設継続支援」など、感染症の流行が長期に及び経済的に大きな影響を受けている町内事業者への支援をより一層強化することにより、地域経済の早期回復に向けた取り組みを進めているところであります。

また、6月1日からは、販売を延期しておりました「えんがるプレミアム付お食事券」の販売を開始しており、外出自粛、休業要請により厳しい経営環境にある町内飲食店に、少しでも元気を取り戻していただくよう、町民の皆様には是非、御利用いただきたいと思っております。

しかしながら、道内においては、現在も札幌市を中心に新型コロナウイルス感染症に関する患者が確認されており、予断の許さない状況が続いております。

町では、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、地域の実情に応じた最適な対策を講じるほか、6月3日には紋別保健所において、道と遠紋地区の市町村長との意見交換会が開催されており、引き続き、国、道及び関係機関と相互に連携してまいります。

また、町広報の瓦版や町ホームページ等を通じて、町民の皆様への情報提供に努めてまいりますので、新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、「新北海道スタイル」の実践に御理解と御協力をお願いします。

次に、要望関係についてであります。6月8日に遠軽地区総合開発期成会として、遠軽地区3町の懸案事項について、網走開発建設部及びオホーツク総合振興局に対し要望を行ってまいりました。

《令和2年6月18日》

現在、新型コロナウイルス感染症まん延の影響で札幌要望及び中央要望については、従来の形式による要望が難しく、また、スケジュール的にも厳しい状況にあります。地域課題の解決のため、根気強く要望してまいります。

次に、本議会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものです。

報告第2号令和元年度遠軽町一般会計繰越明許費については、令和元年度遠軽町一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

報告第3号令和元年度遠軽町一般会計事故繰越しについては、令和元年度遠軽町一般会計予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

報告第4号令和元年度遠軽町水道事業会計予算の繰越について及び報告第5号令和元年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越については、令和元年度の水道事業会計予算及び下水道事業会計予算の支出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号瀬戸瀬西町外5辺地に係る総合整備計画を定めることについては、辺地に係る総合整備計画を定めたいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第3号遠軽町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定については、地方自治法の一部改正に鑑み、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときの町に対する損害賠償の責任を負う額について、一部を免責するため、本条例を定めるものです。

議案第4号遠軽町まち・ひと・しごと創生基条例の制定については、遠軽町まち・ひと・しごと創生基を設置するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、本条例を定めるものです。

議案第5号遠軽町税条例の一部改正について及び議案第6号遠軽町都市計画税条例の一部改正については、地方税法等の一部改正に伴い、本条例を定めるものです。

議案第7号遠軽町手数料条例の一部改正については、住民基本台帳法の一部改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、本条例を定めるものです。

議案第8号遠軽町国民健康保険条例の一部改正については、被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染するなどした場合において、傷病手当を支給する特例を規定するため、本条例を定めるものです。

議案第 9 号遠軽町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、遠軽町において行う事務に、傷病手当の支給に係る申請書の提出の受付を追加するため、本条例を定めるものです。

議案第 10 号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例を定めるものです。

議案第 11 号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例を定めるものです。

議案第 12 号及び議案第 13 号の工事請負契約の締結については、令和 2・3 年度遠軽ラジオ局放送機器更新工事及び令和 2 年度豊里地区営農飲雑用水整備工事（その 2）について、議会の議決を求めるものです。

議案第 14 号財産の取得については、生田原歯科診療所備品の購入について、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第 15 号令和 2 年度遠軽町一般会計補正予算（第 4 号）の主なものについて、御説明申し上げます。

歳入については、国庫支出、道支出金、財産収入、寄附金、繰入金、町債等を補正し、寄附金については、寄附者の御意思に添いまして、目的の基に積み立てをするものです。

歳出については、町広報瓦版発行に係る経費、丸瀬布総合支所移転整備に係る経費、まちづくり振興基積立金、高齢者共同生活支援施設電気温水器更新工事に係る経費、保育対策総合支援事業費補助金、西保育所暖房用温水ボイラー更新工事に係る経費、旧飲料水供給施設解体工事に係る経費、畑作構造転換事業補助金、ロックバレースキー場外構整備工事に係る経費、除雪ドーザ修繕に係る経費及び奨学資金貸付基金繰出金等を計上したところ です。

議案第 16 号令和 2 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）については、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当を計上したところ です。

議案第 17 号令和 2 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）については、水洗化工事等資利子補給金を計上したところ です。

以上が、本議会に提案をいたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 前田篤秀

署名議員 山谷敬二

署名議員 山本 悟